

危険廃屋、空き家対策

町の取り組みは 条例により対応

■問
高齢化や過疎化などを背景に全国的に空き家の軒数は増加傾向にあります。

当町においても空き家が多く見受けられます。空き家が老朽化すると廃屋となり台風などの自然災害や倒壊の危険性や害虫の発生、また近隣への被害の恐れ、犯罪の温床にもなりかねないと思います。

空き家の近くに住む住民はブロック塀が倒れても個人の所有物なのでどうすることもできません。放火が怖くて眠れない

等ないように、町民が安心して安全な暮らしができる町づくりが大切だと思います。

危険廃屋の適正管理に関し、所有者に対して責務を課する条例を制定するべきだと思います。

■答 中嶋町長
平成21年に空き地及び廃屋についての「須恵町あき地の環境保全に関する条例」を、厳しい条例に改正をしています。

また、22年の4月に「須恵町安全安心まちづくり条例」を施行しました。この2つの条例に基づ



柴田 真人 議員



解体された「町営住宅」

いて管理、監督をしていくつもりです。

他町では、指導、助言までですが、本町においては、勧告、措置命令までもいれていますので、この条例によって、今後

も対応していきたいと思っています。

しかし、個人の所有物ということから行政としても非常に苦慮しているところ です。

都市計画 マスタープラン

(第四次総合計画)をどう考える

予期せぬ誤算が生じた

■問

須恵町都市計画マスタープランは、基準年次を平成16年とし、目標年次は、20年後の平成35年としています。

11月9日に第五次総合計画、国土利用計画審議会が開かれましたが、前期(第四次)須恵町総合計画の結果に対して町はどのように考えているのか、また地域別の整備方針の結果と、特に中央地域の中心交流拠点の現況は。



コミュニティバス停留所

■答 吉松まちづくり課長
総合計画は町のすべての行政運営を決定する計

画です。町政の最上位計画に位置づけられています。

第四次総合計画での大きな柱は、町の中心部に大型商業施設が出店していたこともあり、それを核とした中心市街地の整備、活性化を政策的に誘導することとして掲げていました。

しかしながら、平成10年5月に、その大型店舗が撤退し、中心市街地整備計画に予期せぬ誤算が生じたという結果となりました。

そういった検証を踏まえ、現在第五次総合計画策定に向けて、総合計画審議会でご審議いただいているところです。

地域別の整備方針についても、国土利用計画審議会のご意見を拝聴し、現状の進捗状況を踏まえ、計画を進めているところです。

中央地域の中心交流拠点の現況として、平成22年6月に須恵中央駅前広場の都市計画決定の廃止を行いました。

駅前の土地を駅前広場として開発していく構想でしたが、計画地の南側対面に旧公園用地があり、町の借地であったことを受けそこを新たな交通結接地点として、コミュニティバス停留所を建設しています。

ここが聞きにくい!

一般質問



答弁中の中嶋町長